

大津谷鳥獣保護区特別保護地区（旧県民の森鳥獣保護区特別保護地区）の指定について

大津谷鳥獣保護区（旧県民の森鳥獣保護区）内にある特別保護地区は、平成28年10月31日をもって指定期間満了となるが、平成38年10月31日までの10年間、再度指定を行うこととし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定により愛知県環境審議会に諮問するものである。

1 大津谷鳥獣保護区特別保護地区の概要

大津谷鳥獣保護区（旧県民の森鳥獣保護区）は、県民から保健休養の場として親しまれている「愛知県民の森」（新城市）地内に位置している約1,021 haの区域であり、そのうち163 haを特別保護地区に指定している。

今回の再指定にあたり、利害関係人からの意見をふまえ名称を「県民の森鳥獣保護区」から「大津谷鳥獣保護区」へ変更するが、面積等の指定内容に係る変更はない。

所在地：新城市「愛知県民の森」地内（163 ha）

経緯：昭和41年 県民の森鳥獣保護区（約1,021 ha） 指定

昭和61年 特別保護地区（163 ha） 指定

（保護区（特別保護地区を含む）の指定期間を10年に定め、10年毎に指定している。）

2 特別保護地区について

特別保護地区は、鳥獣保護区の中で特に鳥獣の保護を図るために必要である区域を指定するもので、愛知県内には当該地区を始め4ヶ所（県指定）が指定されている。

（1）特別保護地区内の規制等

- ・狩猟は禁止。ただし、農業被害等がある場合、捕獲許可を得れば捕獲は可能。
- ・工作物の新築・改築・増築・水面の埋め立て・干拓・木竹の伐採等が原則禁止されるが、鳥獣の保護に支障がないと認められる場合は、県知事許可を得れば可能。

（2）特別保護地区指定の効果

当該地区は、ブッポウソウで有名な「鳳来寺山」に連なる裏山に当たり、「愛知県民の森」として整備開放され、県民の憩いの場として親しまれている。また、天竜奥三河国定公園にも指定され、隣接地の一角には「東海自然歩道」が設けられている。

（1）の規制により、鳥獣の生息環境が守られ、県民が野生鳥獣にふれあえる貴重な場所を維持することができる。

3 利害関係人等の意見聴取等

（1）利害関係人等の意見について

平成27年12月25日から平成28年1月29日まで、利害関係人等に対し指定に関する意見を聴取したところ、すべて賛成の意見を得た。

なお、農林水産部より県有施設である「県民の森」が有害鳥獣であるニホンジカやイノシシも保護している印象を県民が持っていることから、「県民の森鳥獣保護区」から「大津谷鳥獣保護区」への名称変更の要望があった。そのため、名称を「県民の森鳥獣保護区」から「大津谷鳥獣保護区」へ変更することとした。

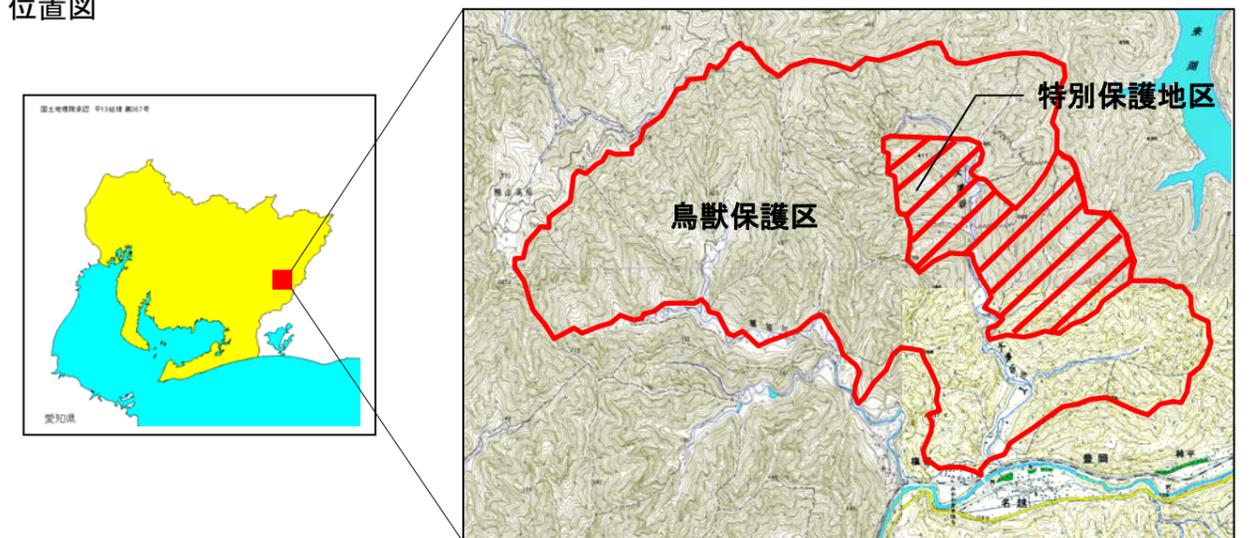
意見聴取先

9団体（愛知県農林水産部、愛知県建設部、愛知県県有林事務所、新城市、新城市農業委員、新城市榎原区、愛知東農業協同組合、新城森林組合、新城市猟友会）

（2）公告・縦覧について

利害関係人等の「保護区の名称見直し」に係る意見を踏まえ、計画案を「大津谷鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る計画案」として、平成28年4月8日から4月21日まで、自然環境課及び東三河総局新城設楽振興事務所において、を公告・縦覧したが、意見書の提出はなかった。

4 位置図



5 今後のスケジュール

- 7月4日 環境審議会自然環境保全部会
- 7月上旬 答申
- 7月中旬 環境省届出
- 10月下旬 指定告示